

都立病院における診療情報の提供に関する指針

1 目的

この指針は、インフォームド・コンセントの理念に基づき、患者・家族等の求めに応じ、原則として診療情報を提供することとし必要な事項を定めるものとする。これに基づき、医療従事者と患者・家族等が診療情報を共有することで相互に信頼関係を深め、都民に信頼される質の高い医療を実現することを目的とする。

2 提供する診療情報の範囲

提供する診療情報の範囲は、診療録(カルテ)、看護記録、処方内容、検査記録、検査結果報告書、エックス線写真等、診療を目的として病院が作成又は取得した記録とする。

3 診療情報の提供を申し出ることができる者(申出者)

診療情報の提供を申し出ることができる者(以下「申出者」という。)は次のとおりとする。

(1) 患者本人

診療情報の提供は、原則として患者本人に対して行うものとする。

(2) 患者本人以外の者

ア 成年被後見人の法定代理人

イ 未成年者の法定代理人

ウ 実質的に患者のケアを行っている親族又はそれに準ずる者

ただし、上記イ・ウの場合、満15歳以上の患者については、合理的判断ができない状態にある場合を除き、当該患者の同意を必要とするものとする。

エ 未成年で死亡した患者の親権者

オ 患者本人が死亡し、遺族との信頼関係確保の観点から診療情報を提供することが必要と認められた遺族(配偶者、子及び父母とする)又はそれに準ずる者

4 診療情報提供の手続

診療情報提供の手続は、次のとおりとする。ただし、日常の診療活動における診療情報の説明において、一部の診療記録を閲覧に供する場合などは、この手続を省略することができる。

(1) 申出者は、別に定める「カルテ等診療情報提供申出書(別紙1)」(以下「申出書」という。)を病院長へ提出しなければならない。この申出書の受付と申出者の確認は、当該病院事務局(室)において行う。

(2) 院長は、申出書を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に、提供の可否等について決定し、申出者に対して「カルテ等診療情報提供取扱回答書(別紙2)」により遅滞なく通知する。

ただし、やむを得ない理由により、規定の期間内に決定することができないときは、申出書を受け付けた日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合、速やかに延長の理由を申出者に通知するものとする。

(3) 院長は、提供の可否等の決定にあたり必要があると認めた場合、あらかじめ診療情報提供委員会の意見をきくものとする。

(4) 診療情報の提供は、閲覧及び口頭による説明によることを原則とする。また、写しの交付を求められ、申出者が3(1)及び3(2)ア、イ、エの場合は、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年12月21日東京都条例第113号。以下「条例」という。)の手続による。

- (5) 診療情報の提供は、病院が指定する場所において職員の立会いのもとに行い、その際、申出者の求めがあれば、主治医(又は責任部医長)はその記載内容について説明するものとする。
- (6) 申出者が、病院が保有する診療情報(原本)を病院外へ持ち出すことは禁止する。
- (7) 個人情報の秘密保持の観点から、申出者に対し、自己の責任において、当該情報の管理を慎重に行うよう注意を喚起するものとする。
- (8) X線フィルムの写しの交付に係る手続等については、別途定めるところによるものとする。

5 診療情報を提供しないことができる場合

提供の申出がされた診療情報が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該診療情報を提供しないことができるものとする。ただし、患者の求めに応じ提供するという原則の中での例外的対応であるので、画一的判断をすることなく、一部提供を含めて、診療情報提供委員会において、あくまでも個別に慎重な判断を行うこととする。

(1) 治療効果等への悪影響が懸念されるとき。

＜予測される事例＞

- ・ 悪性腫瘍、精神疾患、遺伝性疾患等の患者で、症状や治療内容について十分な説明をしたとしても、患者本人に心理的影響を与え治療効果等に悪影響を及ぼすと考えられる場合である。

(2) 第三者から得た情報で、当該第三者の了解を得られないとき。

＜予測される事例＞

- ・ 紹介状に含まれる情報等第三者から得た情報であって、かつ、開示について当該第三者の了解を得られない場合である。

(3) 関係者の権利利益を損なうおそれがあるとき。

＜予測される事例＞

- ・ 申出者への診療情報提供により、家族、医療従事者及びその他の第三者が、当該患者の攻撃の対象となる可能性の高い場合など情報提供を拒む正当な理由がある場合である。

(4) 未成年者の法定代理人による提供の申出がなされた場合であって、提供することが当該未成年者の利益に反すると認められるとき。

＜予測される事例＞

- ・ 法定代理人(親)による虐待を受けた未成年者(子供)の心情等を記録した文書や法定代理人が未成年者に対する権利侵害について刑事上の責任を問われている場合などにおける当該権利侵害に係る当該未成年者の個人情報記録された文書について提供の申出がなされた場合であって、これを提供することが、当該未成年者の利益に反する場合である。

6 診療情報提供委員会の設置

診療情報の提供が適切に行われるよう、病院に診療情報提供委員会を設置する。

- (1) 委員会は、各病院における診療情報提供の具体的方策及び実施要項等を定める。
- (2) 委員会の構成は、副院長、事務(局)長、医師(数名)、看護部(科)長、庶務課長、医事課長等とし、院長が任命する。
- (3) 委員会は、(1)で定めた要項等に基づき院長から付議された申出に関して、申出者の適否、提供する診療情報の範囲について審議し、診療情報提供の可否(提供、一部提供、非提供等)について公平かつ慎重に検討する。

7 診療情報の提供に必要な費用の徴収

(1) 閲覧、口頭による説明については無料とする。

(2) 写しの交付については、4(4)後段のとおり申出者が3(1)及び3(2)ア、イ、エの場合は条例の手續きによることから条例で定める手数料を、また、申出者が3(2)ウ、オの場合には写しの作成に要した費用の額として条例で定める手数料に準じた額を、それぞれ徴収する。

8 その他

この指針に基づき、診療情報を提供するにあたり発生した運用上の問題点等については、都立病院診療情報開示検討委員会で検討し、適宜この指針の見直しを行うものとする。

附則

1 この指針は平成12年4月1日から施行する。

附則

1 この指針は平成14年12月1日から施行する。